

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

静岡県湖西市長

## 公表日

令和4年5月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、その他関連する法令に基づき以下の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.国民健康保険における資格取得・脱退等の管理及び適用業務</li><li>2.被保険者証、高齢受給者証の資格及び給付に関する各種証の交付及び管理業務</li><li>3.国民健康保険加入世帯主に対する国民健康保険税の賦課徴収業務</li><li>4.療養費、高額療養費等の保険給付業務</li><li>5.オンライン資格確認等システム稼動に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等業務</li></ol> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者の資格取得喪失事務</li><li>・被保険者の各種証交付事務</li><li>・被保険者の賦課事務</li><li>・被保険者の収納事務</li><li>・被保険者の給付事務</li><li>・オンライン資格確認等システム稼動に向けた準備としての資格履歴管理事務</li><li>・機関別符号の取得等事務</li></ul>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1.国民健康保険システム</li><li>2.国民健康保険税システム</li><li>3.滞納管理システム</li><li>4.宛名管理システム</li><li>5.中間サーバ</li><li>6.団体内統合宛名システム</li><li>7.国保総合システムおよび国保情報集約システム</li><li>8.医療保険者等向け中間サーバー等</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ol style="list-style-type: none"><li>1.国民健康保険被保険者異動届</li><li>2.高額療養費支給申請書</li><li>3.国民健康保険療養費支給申請書</li><li>4.国民健康保険特定疾病認定申請書</li><li>5.限度額適用認定・標準負担額減額申請書</li><li>6.国民健康保険(被保険者証・高齢受給者証)再交付申請書</li><li>7.高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書</li><li>8.国民健康保険食事療養費標準負担額差額支給申請書</li><li>9.国民健康保険基準収入額適用申請書</li><li>10.出産育児一時金請求書</li><li>11.葬祭費請求書</li><li>12.交通事故による傷病届</li><li>13.国民健康保険被保険者証交付申請書(マル学・住所地特例)</li><li>14.国民健康保険一部負担金減額・免除(徴収猶予)申請書</li><li>15.特例対象被保険者等届出書</li><li>16.介護保険適用除外施設入所該当届</li><li>17.国民健康保険税減免申請書</li><li>18.被保険者資格証明書関係(弁明書、特別の事情に関する届)</li><li>19.所得照会一覧</li><li>20.国民健康保険情報ファイル</li></ol>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 番号法別表第一 30の項、16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、第16条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び同法別表第二 (情報提供の根拠) 番号法別表第二 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.87.93.97.106.109.120の各項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二 27.42.43.44.45の各項 (オンライン資格確認の準備業務の根拠) 番号利用法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県湖西市市民安全部保険年金課 〒431-0492静岡県湖西市吉美3268番地 053-576-4585
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県湖西市市民安全部保険年金課 〒431-0492静岡県湖西市吉美3268番地 053-576-4585

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月11日	I 関連情報 5. 評価実績機関における担当部署 ②所属長	森 宣雄	笹瀬 浩高	事後	-
平成29年12月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1.国民健康保険システム 2.国民健康保険税システム 3.口座システム 4.収納消込システム 5.宛名管理システム 6.滞納管理システム 7.中間サーバ	1.国民健康保険システム 2.国民健康保険税システム 3.滞納管理システム 4.宛名管理システム 5.中間サーバ 6.団体内統合宛名システム 7.国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	-
平成29年12月7日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	1.国民健康保険被保険者異動届 2.高額療養費支給申請書 3.国民健康保険療養費支給申請書 4.国民健康保険特定疾病認定申請書 5.限度額適用認定・標準負担額減額申請書 6.国民健康保険(被保険者証・高齢受給者証)再交付申請書 7.高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書 8.国民健康保険食事療養費標準負担額差額支給申請書 9.国民健康保険基準収入額適用申請書 10.出産育児一時金請求書 11.葬祭費請求書 12.交通事故による傷病届 13.国民健康保険被保険者証交付申請書(マル学・住所地特例) 14.国民健康保険一部負担金減額・免除(徴収猶予)申請書 15.特例対象被保険者等届出書 16.介護保険適用除外施設入所該当届 17.国民健康保険税減免申請書 18.被保険者資格証明書関係(弁明書、特別の事情に関する届) 19.所得照会一覧 20.国民健康保険情報ファイル	事後	-
平成29年12月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び同法別表第二(情報提供の根拠) 番号法別表第二 1.2.3.4.5.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.80.87.88.93.97.106.109.120の各項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二 27.42.43.44.45の各項	番号法第19条第7号及び同法別表第二(情報提供の根拠) 番号法別表第二 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.87.93.97.106.109.120の各項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二 27.42.43.44.45の各項	事後	-
平成29年12月7日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	-
平成29年12月7日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価実施の実施が義務付けられる	事後	-
平成29年12月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、その他関連する法令に基づき以下の業務を行う。  1.国民健康保険における資格取得・脱退等の管理及び適用 2.被保険者証、高齢受給者証の資格及び給付に関する各種証の交付及び管理 3.国民健康保険加入世帯主に対する国民健康保険税の賦課また賦課の根拠となる所得等の情報の収集及び管理 4.療養費、高額療養費等の保険給付業務  本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ・被保険者の各種届出に関する事務 ・他市町村の所得情報の確認(情報提供ネットワークシステムの利用を想定する)	国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、その他関連する法令に基づき以下の業務を行う。  1.国民健康保険における資格取得・脱退等の管理及び適用業務 2.被保険者証、高齢受給者証の資格及び給付に関する各種証の交付及び管理業務 3.国民健康保険加入世帯主に対する国民健康保険税の賦課徴収業務 4.療養費、高額療養費等の保険給付業務  本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ・被保険者の資格取得喪失事務 ・被保険者の各種証交付事務 ・被保険者の賦課事務 ・被保険者の収納事務 ・被保険者の給付事務	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月7日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言・特記事項	国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。	-	事後	-
平成30年4月11日	I 関連情報 5. 評価実績機関における担当部署 ②所属長	笹瀬 浩高	尾崎 修	事後	-
平成30年5月11日	II しきい値判断項目 5. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	-
平成30年5月11日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価実施の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	-
平成31年2月22日	I 関連情報 5. 評価実績機関における担当部署	②所属長 尾崎 修	②所属長の役職名 保険年金課長	事後	-
平成31年2月22日	IV リスク対策	-	1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 基礎項目評価書及び重点項目評価書 2.特定個人情報の入手 十分である 3.特定個人情報の使用 十分である 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 十分である 5.特定個人情報の提供・移転 十分である 6.情報提供ネットワークとの接続 十分である 7.特定個人情報の保管・消去 十分である。 8.監査 内部監査 9.従業者に対する教育・啓発 十分に行っている	事後	-
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	静岡県湖西市市民経済部保険年金課 〒431-0492静岡県湖西市吉美3268番地 053-576-4585	静岡県湖西市市民安全部保険年金課 〒431-0492静岡県湖西市吉美3268番地 053-576-4585	事後	-
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	静岡県湖西市市民経済部保険年金課 〒431-0492静岡県湖西市吉美3268番地 053-576-4585	静岡県湖西市市民安全部保険年金課 〒431-0492静岡県湖西市吉美3268番地 053-576-4585	事後	-
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年11月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	-
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年11月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	-
令和2年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、その他関連する法令に基づき以下の業務を行う。  1.国民健康保険における資格取得・脱退等の管理及び適用業務 2.被保険者証、高齢受給者証の資格及び給付に関する各種証の交付及び管理業務 3.国民健康保険加入世帯主に対する国民健康保険税の賦課徴収業務 4.療養費、高額療養費等の保険給付業務  本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ・被保険者の資格取得喪失事務 ・被保険者の各種証交付事務 ・被保険者の賦課事務 ・被保険者の収納事務 ・被保険者の給付事務	国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)、その他関連する法令に基づき以下の業務を行う。  1.国民健康保険における資格取得・脱退等の管理及び適用業務 2.被保険者証、高齢受給者証の資格及び給付に関する各種証の交付及び管理業務 3.国民健康保険加入世帯主に対する国民健康保険税の賦課徴収業務 4.療養費、高額療養費等の保険給付業務 5.オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等業務  本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ・被保険者の資格取得喪失事務 ・被保険者の各種証交付事務 ・被保険者の賦課事務 ・被保険者の収納事務 ・被保険者の給付事務 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務 ・機関別符号の取得等事務	事前	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1.国民健康保険システム 2.国民健康保険税システム 3.滞納管理システム 4.宛名管理システム 5.中間サーバ 6.団体内統合宛名システム 7.国保総合システムおよび国保情報集約システム	1.国民健康保険システム 2.国民健康保険税システム 3.滞納管理システム 4.宛名管理システム 5.中間サーバ 6.団体内統合宛名システム 7.国保総合システムおよび国保情報集約システム 8.医療保険者等向け中間サーバー等	事前	-
令和2年2月10日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 番号法別表第一 30の項、16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、第16条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 番号法別表第一 30の項、16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、第10条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	-
令和2年2月10日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び同法別表第二(情報提供の根拠) 番号法別表第二 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62 78.80.87.93.97.106.109.120の各項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二 27.42.43.44.45の各項	番号法第19条第7号及び同法別表第二(情報提供の根拠) 番号法別表第二 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62 78.80.87.93.97.106.109.120の各項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二 27.42.43.44.45の各項 (オンライン資格確認の準備業務の根拠) 番号利用法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	-
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	-
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	-
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	-
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	-
令和3年12月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	-
令和3年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び同法別表第二(情報提供の根拠) 番号法別表第二 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62 78.80.87.93.97.106.109.120の各項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二 27.42.43.44.45の各項 (オンライン資格確認の準備業務の根拠) 番号利用法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号及び同法別表第二(情報提供の根拠) 番号法別表第二 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62 78.80.87.93.97.106.109.120の各項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二 27.42.43.44.45の各項 (オンライン資格確認の準備業務の根拠) 番号利用法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	-
令和3年12月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	-